

証券コード7094  
2023年6月13日  
(電子提供措置の開始日2023年6月5日)

株 主 各 位

東京都渋谷区広尾一丁目1番39号  
恵比寿プライムスクエアタワー20F  
株式会社NexTone  
代表取締役CEO 阿南 雅浩

### 第23期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.nex-tone.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記東証ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日のご出席についてご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただけますので、**お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、4～5頁の「議決権行使に関するご案内」に従って、2023年6月27日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

## 記

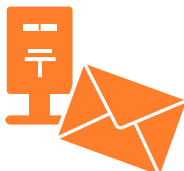
1. 日 時 2023年6月28日(水曜日) 午前10時00分  
(受付開始時間は午前9時30分を予定しております。)  
※昨年と開始時間が異なりますのでご注意ください。
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号  
エビススバルビル [EBIS303] 5F カンファレンススペースABC  
※感染拡大状況等により、座席の間隔を拡げる等の対応を行う可能性がございます。  
その場合、ご用意できる席数に限りがございますため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。  
※ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございません。  
予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
3. 目的事項  
    **報告事項**
  1. 第23期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第23期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件  
    **決議事項**  
    **第1号議案** 取締役7名選任の件  
    **第2号議案** 監査役3名選任の件
4. その他招集にあたっての決定事項
  - (1) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - (2) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
  - (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

以 上

---

- ◇ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◇ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
  - ◇ 株主総会当日までに本総会の運営に変更が生じる可能性がございます。上記当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
  - ◇ 書面交付請求されていない株主様には、本招集ご通知のみご送付しております。
  - ◇ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
    - ① 会社の新株予約権等に関する事項
    - ② 会計監査人に関する事項
    - ③ 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況に関する事項
    - ④ 連結株主資本等変動計算書
    - ⑤ 株主資本等変動計算書
    - ⑥ 連結計算書類の連結注記表
    - ⑦ 計算書類の個別注記表
- なお、ご送付している書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。

## 議決権行使に関するご案内



### 書面により議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**2023年6月27日**（火曜日）午後**6時到着分**まで有効

---



### インターネットにより議決権を行使される方へ

議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。（次頁をご参照ください）

**2023年6月27日**（火曜日）午後**6時受付分**まで有効

---

### 当日出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会日時

**2023年6月28日**（水曜日）午前**10時00分**

（当日受付は午前9時30分より開始予定です）



新型コロナウイルス感染拡大状況等により、座席の間隔を拡げる等の対応を行う可能性がございます。

その場合、ご用意できる席数に限りがございますため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

---

1. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

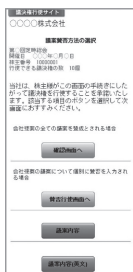
インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認のうえ、パソコン、スマートフォン又はタブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

## QRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

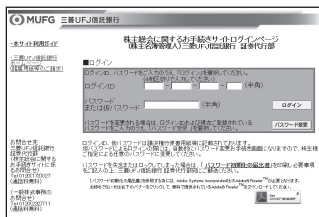


## ログインID・パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使サイトへアクセス <https://evote.tr.mufg.jp/>

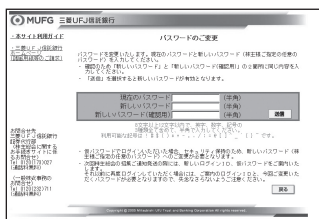


- 2 ログイン



議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

- 3 パスワード登録



株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いしております。

## ご注意事項

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

## システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1 再任	あなん まさひろ 阿南 雅浩	代表取締役CEO	100%（12回／12回）
2 再任	あらかわ ゆうじ 荒川 祐二	代表取締役COO	100%（12回／12回）
3 再任	なごし ていじ 名越 禎二	専務取締役	100%（12回／12回）
4 再任	わたなべ ふみひろ 渡邊 史弘	取締役	100%（10回／10回）
5 再任	たかはし のぶひこ 高橋 信彦	社外取締役	100%（12回／12回）
6 再任	あべ ゆうこ 阿部 優子	社外取締役 独立役員	100%（12回／12回）
7 再任	こさか じゅんき 小坂 準記	社外取締役 独立役員	100%（10回／10回）

(注)・上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

- ・取締役渡邊史弘氏及び取締役小坂準記氏については、2022年6月28日就任後の取締役会への出席状況を記載しております。

候補者  
番号

1

あ なん ま さ ひ ろ  
**阿南 雅浩**

再任

生年月日	1962年9月1日
取締役在任期間	7年
取締役会への出席状況	100% (12回/12回)
所有する当社株式数	67,939株

### 略歴、地位及び担当

- 1986年4月 株式会社シービーエス・ソニーグループ  
(現:株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント (以下「SME」)) 入社
- 2002年2月 同社 契約グループ契約部長
- 2004年6月 同社 コーポレート・スタッフ・グループ ゼネラルマネージャー 兼 契約グループ契約部長
- 2005年4月 株式会社ミュージックレイン 代表取締役 兼  
SME コーポレート・スタッフ・グループ ゼネラルマネージャー 兼  
SME 契約グループ契約部長
- 2006年6月 株式会社ミュージック・オン・ティーヴィ (現:株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ) 取締役
- 2007年9月 エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社 (現:エイベックス株式会社) 執行役員
- 2014年6月 エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社 代表取締役社長
- 2015年3月 株式会社イーライセンス (現:当社) 取締役
- 2015年10月 同社 代表取締役社長
- 2016年2月 当社 代表取締役CEO (現任)
- 2018年1月 当社 コンプライアンス担当 (現任)
- 2021年6月 当社 報酬委員会委員 (2022年11月まで)

### 重要な兼職の状況

—

### 取締役候補者とした理由

2016年2月の当社発足以前から、当社の主要事業である音楽著作権管理に関する業務に携わっており、当該事業及び音楽業界に関する豊富な経験と知識を有しております。当社代表取締役就任以来、当社の経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を担っており、当社の更なる発展と企業価値向上のために、引き続き取締役候補者としていたしました。

## 株主総会参考書類

候補者  
番号

2

あらかわ ゆうじ  
荒川 祐二

再任

生年月日	1965年4月14日
取締役在任期間	7年
取締役会への出席状況	100% (12回/12回)
所有する当社株式数	77,033株

### 略歴、地位及び担当

- 1992年 6月 株式会社電通コーテック (現:株式会社電通プロモーションプラス) 入社
- 1995年 4月 株式会社プロマックス 取締役
- 2000年12月 株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス 代表取締役
- 2003年 8月 株式会社JRCホールディングス 代表取締役
- 2010年10月 株式会社JRCアカウントティング 代表取締役
- 2016年 2月 当社 代表取締役COO (現任)
- 2017年 6月 株式会社NexToneシステムズ 取締役 (現任)
- 2020年 4月 当社 著作権管理本部管掌 (現任)

### 重要な兼職の状況

株式会社NexToneシステムズ 取締役

### 取締役候補者とした理由

2016年2月の当社発足以前から、当社の主要事業である音楽著作権管理に関する業務に携わっており、当該事業及び音楽業界に関する豊富な経験と知識を有しております。当社代表取締役就任以来、当社の事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を担っており、当社の更なる発展と企業価値向上のために、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者  
番号

3

なごし ていじ  
名越 禎二

再任

生年月日

1956年5月29日

取締役在任期間

7年

取締役会への出席状況

100% (12回/12回)

所有する当社株式数

60,422株

### 略歴、地位及び担当

1981年4月 株式会社ニューズレコード 入社  
1985年1月 シックスタイルレコード株式会社 入社  
1988年2月 株式会社プラッツ 入社 宣伝課長  
1991年12月 株式会社ワーナーミュージック・ジャパン 入社 A & Rチーフ・プロデューサー  
1998年8月 株式会社オラシオン 入社 営業部長  
2001年1月 株式会社イーライセンス (現:当社) 入社 営業部長  
2001年9月 株式会社エムシージェイピー 取締役  
2002年6月 株式会社イーライセンス (現:当社) 取締役  
2006年6月 同社 専務取締役  
株式会社エムシージェイピー 代表取締役 (現任)  
2007年6月 株式会社イーライセンス (現:当社) 取締役副社長  
2009年4月 同社 取締役副社長COO  
2012年4月 同社 取締役 営業統括  
2014年7月 同社 取締役 著作権管理事業部事業統括  
2015年10月 同社 常務取締役  
2016年2月 当社 取締役 イーライセンス事業本部長  
2017年4月 当社 取締役 営業本部長  
2017年6月 当社 常務取締役 営業本部長  
2020年4月 当社 常務取締役 営業本部管掌  
2020年6月 当社 専務取締役 営業本部管掌 (現任)、当社 コンプライアンス委員会委員長 (現任)

### 重要な兼職の状況

株式会社エムシージェイピー 代表取締役

### 取締役候補者とした理由

2016年2月の当社発足以前から、当社の主要事業である音楽著作権管理に関する業務に携わっており、当該事業及び音楽業界に関する豊富な経験と知識を有しております。当社取締役就任以来、主に営業部門を統括し、事業遂行において重要な役割を担っており、当社の更なる発展と企業価値向上のために、引き続き取締役候補者としていたしました。

## 株主総会参考書類

候補者  
番号

4

わた なべ  
渡邊

ふみ ひろ  
史弘

再任

生年月日

1960年5月14日

取締役在任期間

1年

取締役会への出席状況

100% (10回/10回)

所有する当社株式数

300株

### 略歴、地位及び担当

1984年4月 東邦生命保険相互会社 入社

2000年4月 科研製菓株式会社 入社

2007年4月 同社 経理部長

2013年4月 同社 総務部長

2013年7月 同社 執行役員 総務部長

2016年6月 同社 取締役

2021年6月 同社 取締役 退任

2022年6月 当社 取締役 コーポレートサービス本部管掌 兼 経営管理本部管掌 (現任)

2022年11月 当社 報酬委員会委員 (現任)

### 重要な兼職の状況

—

### 取締役候補者とした理由

科研製菓株式会社において要職を歴任し、管理部門をはじめとする幅広い業務経験と、経営者としての豊富な経験及び高い知見を有しております。当社取締役就任以来、コーポレートサービス本部及び経営管理本部を統括し、当社グループの経営管理体制の強化において重要な役割を担っており、当社の更なる発展と企業価値向上のために、引き続き取締役候補者となりました。

候補者  
番号

5

たか はし のぶ ひこ  
高橋 信彦

再任

社外取締役

生年月日

1952年5月8日

社外取締役在任期間

7年

取締役会への出席状況

100% (12回/12回)

所有する当社株式数

一株

### 略歴、地位及び担当

- 1977年11月 東京音楽出版株式会社（現:株式会社ホリプロ）入社
- 1983年4月 株式会社ロードアンドスカイ設立 代表取締役（現任）  
株式会社ロードアンドスカイ・オーガニゼーション 代表取締役  
株式会社ジェマティカ・レコーズ 代表取締役（現任）
- 1989年6月 一般社団法人日本音楽制作者連盟 監事
- 2000年4月 株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス 取締役
- 2016年2月 当社 社外取締役（現任）
- 2018年6月 株式会社JRCホールディングス 代表取締役
- 2022年6月 株式会社JRCホールディングス 取締役（現任）
- 2023年4月 株式会社ロードアンドスカイ・オーガニゼーション 取締役（現任）

### 重要な兼職の状況

- 株式会社ロードアンドスカイ 代表取締役
- 株式会社ジェマティカ・レコーズ 代表取締役

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

株式会社ロードアンドスカイを設立以来、代表取締役を務めており、音楽業界をはじめとするエンタテインメント領域に関する豊富な経験と高度な知識を有しており、その知見を社外取締役として、当社の経営に関する重要事項の決定及び監督に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

## 株主総会参考書類

候補者  
番号

6

あ べ  
阿部  
ゆう こ  
優子

再任

社外取締役

独立役員

生年月日

1961年9月2日

社外取締役在任期間

2年

取締役会への出席状況

100% (12回/12回)

所有する当社株式数

一株

### 略歴、地位及び担当

1985年4月 衆議院事務局 入局  
2002年8月 厚生労働省 出向  
雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課調査官  
2004年9月 衆議院事務局 出向戻り  
庶務部人事課企画室長  
2005年9月 庶務部人事課長  
2008年1月 委員部議院運営課長  
2008年7月 委員部副部長  
2009年8月 憲法審査会事務局次長  
2010年7月 記録部長  
2012年10月 議事部長  
2013年7月 憲法審査会事務局長  
2016年1月 委員部長  
2016年7月 事務次長  
2019年1月 調査局長  
2020年2月 衆議院事務局 退職  
2021年6月 当社 社外取締役（現任）、当社 報酬委員会委員  
2021年9月 当社 報酬委員会委員長（現任）

### 重要な兼職の状況

—

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

衆議院事務局において調査局長、事務次長などの要職を歴任され、また、厚生労働省において労働政策の策定及び実施に携わるなど、幅広い経験と知識を有しており、その知見を社外取締役として、当社の経営に関する重要事項の決定及び監督に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は会社経営に直接関与した経験はありませんが、前記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者  
番号

7

こ さか じゅん き  
小坂 準記

再任

社外取締役

独立役員

生年月日

1981年9月30日

社外取締役在任期間

1年

取締役会への出席状況

100% (10回/10回)

所有する当社株式数

一株

### 略歴、地位及び担当

2007年11月 最高裁判所司法研修所 入所  
2008年12月 東京弁護士会 登録  
2009年1月 TMI 総合法律事務所 勤務  
2012年7月 文化庁長官官房著作権課（著作権調査官）勤務  
2015年1月 TMI 総合法律事務所 復帰  
2016年8月 ミュンヘンのマックス・プランク・イノベーション・コンペティション研究所（客員研究員）  
就任（2018年3月まで）  
2017年10月 ミュンヘンのアーキス法律事務所 勤務  
2018年1月 ミュンヘンのテイラー・ヴェッシング法律事務所 勤務  
2018年2月 マドリードのスペインサッカーリーグ ラリーガ 勤務  
2018年2月 ミュンヘンのブーマー・ブーマー法律事務所 勤務  
2018年3月 パリのアルタナ法律事務所 勤務  
2018年4月 ニューヨークのKodansha USA, Inc. 研修  
2018年7月 TMI 総合法律事務所 復帰  
2020年1月 同事務所 パートナー（現任）  
2022年4月 中央大学ビジネススクール客員講師（知財戦略担当）就任（現任）  
2022年6月 当社 社外取締役（現任）  
当社 コンプライアンス委員会委員（現任）

### 重要な兼職の状況

弁護士  
TMI 総合法律事務所 パートナー

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

TMI 総合法律事務所のパートナー弁護士であり、情報・通信・メディア・IT・エンタテインメント・スポーツ領域や著作権をはじめとする知的財産権に関する国内外での豊富な経験と高度な知識を有していることから、その知見を社外取締役として、当社の経営に関する重要事項の決定及び監督に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、前記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

## 株主総会参考書類

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、高橋信彦氏、阿部優子氏及び小坂準記氏は社外取締役候補者であります。
3. 阿部優子氏及び小坂準記氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、両氏の再任をご承認いただいた場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。当社は、高橋信彦氏、阿部優子氏及び小坂準記氏との間で当該契約を締結しており、3氏の再任をご承認いただいた場合、3氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、被保険者の全ての保険料は当社が全額負担いたします。なお、次回更新時には同内容の更新を行う予定であります。
6. 取締役渡邊史弘氏及び取締役小坂準記氏については、2022年6月28日就任後の取締役会への出席状況を記載しております。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	1	わた なべ かず とし <b>渡辺 和敏</b>	新任
生年月日			1970年2月21日
監査役在任期間			一年
取締役会への出席状況			-%（一回／一回）
監査役会への出席状況			-%（一回／一回）
所有する当社株式数			一株

### 略歴及び地位

- 1991年4月 勸角証券株式会社（現:みずほ証券株式会社）入社
- 1995年3月 学校法人東京会計法律学園（現:学校法人立志社グループ）入職
- 1996年4月 コミー株式会社（現:TBCグループ株式会社）入社
- 2000年3月 ホンダ開発株式会社 入社
- 2005年3月 エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社(現:エイベックス株式会社) 入社
- 2009年6月 メモリーテック株式会社（現:メモリーテック・ホールディングス株式会社）監査役（非常勤）
- 2011年7月 エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社(現:エイベックス株式会社)  
経営情報管理本部経理部長
- 2015年7月 同社 経営情報管理本部経理部統括部長
- 2018年7月 エイベックス・ピクチャーズ株式会社 事業管理グループ ゼネラルマネージャー  
エイベックス・デジタル株式会社 事業管理グループ ゼネラルマネージャー
- 2019年6月 メモリーテック・ホールディングス株式会社 監査役（現任）  
メモリーテック株式会社 監査役（非常勤）（現任）

### 重要な兼職の状況

- メモリーテック・ホールディングス株式会社 監査役（2023年6月28日付で非常勤へ変更予定）
- メモリーテック株式会社 監査役（非常勤）

### 監査役候補者とした理由

エンタテインメント業界での豊富な業務経験や監査役としての幅広い知見を有しており、それを当社の経営の健全性の確保とガバナンスの強化に活かし、取締役の職務執行を監視・監査いただけるものと考え、監査役候補者としたしました。

## 株主総会参考書類

候補者  
番号

2

こ ばやし のぶ ゆき  
小林 伸之

再任

社外監査役

生年月日	1956年9月4日
社外監査役在任期間	7年
取締役会への出席状況	100% (12回/12回)
監査役会への出席状況	100% (11回/11回)
所有する当社株式数	一株

### 略歴及び地位

- 1979年4月 パイオニア株式会社 入社
- 1998年10月 エイベックス・ディストリビューション株式会社（現:エイベックス・エンタテインメント株式会社） 入社
- 1999年7月 同社 取締役
- 2004年4月 同社 常務取締役
- 2007年4月 エイベックス・マーケティング株式会社（現:エイベックス・エンタテインメント株式会社）  
取締役
- 2010年5月 同社 執行役員 第2販促営業本部長
- 2011年7月 同社 執行役員 管理本部長
- 2013年6月 エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社（現:エイベックス株式会社）  
常勤監査役
- 2016年2月 当社 社外監査役（現任）
- 2018年1月 当社 コンプライアンス委員会委員（現任）
- 2020年6月 エイベックス株式会社 取締役 常勤監査等委員（現任）

### 重要な兼職の状況

エイベックス株式会社 取締役 常勤監査等委員

### 社外監査役候補者とした理由

エイベックスグループにおける監査及び業務執行の豊富な経験や、音楽業界における幅広い知見を有しており、それを当社の経営の健全性の確保とガバナンスの強化に活かしていただけるものと考え、引き続き社外監査役候補者といたしました。



候補者  
番号

3

おおしま とし ふみ  
大嶋 敏史

再任

社外監査役

独立役員

生年月日	1967年4月8日
社外監査役在任期間	5年
取締役会への出席状況	100% (12回/12回)
監査役会への出席状況	100% (11回/11回)
所有する当社株式数	一株

### 略歴及び地位

1992年10月 太田昭和監査法人(現:E Y新日本有限責任監査法人) 入所  
1997年4月 公認会計士開業登録  
2008年5月 新日本監査法人(現:E Y新日本有限責任監査法人) 退所  
2008年6月 大嶋公認会計士事務所開設(現在に至る)  
株式会社アミューズ 社外監査役  
2014年6月 同社 社外監査役 退任  
2014年7月 同社 エグゼクティブプロデューサー グループ管理部長  
2016年4月 同社 執行役員 グループ管理部(現:管理部)、グループ財務部(現:財務部) 担当  
2018年6月 当社 社外監査役(現任)  
2021年6月 当社 報酬委員会委員(現任)  
2022年4月 株式会社アミューズ 上席執行役員 管理部、財務部担当(現任)

### 重要な兼職の状況

公認会計士  
株式会社アミューズ 上席執行役員

### 社外監査役候補者とした理由

公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識に加え、株式会社アミューズにおける社外監査役及び業務執行経験を有しており、それを当社の経営の健全性の確保とガバナンスの強化に活かしていただけるものと考え、引き続き社外監査役候補者いたしました。

## 株主総会参考書類

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者のうち、小林伸之氏及び大嶋敏史氏は社外監査役候補者であります。
3. 大嶋敏史氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任をご承認いただいた場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。当社は、小林伸之氏及び大嶋敏史氏との間で当該契約を締結しており、両氏の再任をご承認いただいた場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填する予定としております。全ての監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、被保険者の全ての保険料は当社が全額負担いたします。なお、次回更新時には同内容の更新を行う予定であります。
6. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
7. 渡辺和敏氏は2023年6月開催予定の当社子会社である株式会社エムシージェイピー及び株式会社NexToneシステムズの定時株主総会日付で両社の監査役に就任予定であります。また、現任のメモリーテック・ホールディングス株式会社の監査役は2023年6月28日付で非常勤となる予定であります。
8. 大嶋敏史氏は2023年6月開催予定の株式会社アミューズの定時株主総会日付で同社の取締役 上席執行役員に就任予定であります。

以 上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当社グループが事業を展開する音楽関連市場は、一般社団法人日本レコード協会の調べによりますと、音楽ソフト（音楽ビデオ含む。）の生産金額は前年同期比104%（2022年1月～12月）、有料音楽配信売上金額は前年同期比117%（2022年1月～12月）となりました。定額制音楽配信サービスや動画配信サービス等のストリーミング配信市場は拡大傾向が継続しつつ、CD/映像ソフトのリリース状況やライブ・コンサートの開催状況は新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」）の影響から徐々に持ち直し、回復基調にあります。

このような情勢において、当社グループは、「権利者に選ばれ、利用者から支持される著作権管理事業者となる。」という経営理念の下、新しい時代の著作権エージェントを目指して、公平・公正かつ透明性の高い著作権使用料の徴収・分配、著作物利用に対する迅速かつ柔軟な対応などに取り組んでまいりました。

2022年4月からは、当社管理作品について一部の利用区分に係る演奏権管理の著作権使用料の徴収を開始しております。

また、各事業間での情報共有やシナジー効果を高め、新規契約及び既存権利者の管理範囲の拡大による取扱高の増加、With/Afterコロナにおける新たなサービスの開発提供等に注力しております。

主力の「著作権等管理事業（著作権管理業務及びデジタルコンテンツディストリビューション業務）」はリリースの復調、配信市場の伸長、管理作品と取扱原盤の増加、営業活動の強化等を背景に順調に進展しており、「キャッシング事業」は感染症の影響から徐々に持ち直し、増収となりました。

以上の結果、売上高は8,814,676千円（前年同期比117.7%）、営業利益は840,195千円（前年同期比118.6%）、経常利益は841,465千円（前年同期比118.0%）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は税効果会計における繰延税金資産の回収可能性を見直した影響により631,269千円（前年同期比130.8%）と大きく増加しました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

### ① 著作権等管理事業

著作権管理業務においては音楽著作物の利用時期と当社著作権管理業務の売上計上時期にはおおよそ1～2四半期のタイムラグが生じるため、当連結会計年度の音楽著作権使用料の対象となる利用時期は主に2022年1月～12月となります。

当該期間のCD/映像ソフトのリリース状況は感染症の影響が落ち着き、録音権にかかる著作権使用料徴収額は徐々に回復し前年同期比117%となり、ストリーミング音楽配信市場と動画配信サービス市場の引き続きの伸長や動画投稿サービスにおける作品特定精度の向上等によりインタラクティブ配信徴収額も順調に増加し前年同期比124%、放送・有線放送徴収額は当社管理作品のCM利用の減少はあったものの、管理作品の順調な増加等により前年同期比109%となりました。以上の結果、著作権徴収額全体で前年同期比121%となり、当社発足以降7期連続の増加となりました。

(著作権管理業務)	2022年3月期	2023年3月期
管理作品数 (曲)	281,114	373,750
期中新規作品数 (曲)	61,245	100,010

また、委託権利者や管理作品が順調に増加し、他管理事業者から11,187作品（うち、新規移管による純増6,049作品、委託範囲拡大5,138作品）の移管も実施いたしました。移管作品の中には当期に当社が管理を開始した演奏権の一部を管理する作品も多く含まれております。これらの作品は今後の当社事業基盤の強化につながり、業績のプラス要因となることが見込まれます。

デジタルコンテンツディストリビューション（以下、「DD」）業務におきましては、ストリーミング市場伸長を背景に、取扱原盤の増加に加え、動画配信サイトとの取り組みや動画投稿サービスにおける収益化業務の拡大、原盤売上最大化のための様々な販促活動の強化、精緻なマーケティングデータの提供等権利者向けサービスの拡充等により、売上高は前年同期比117%の増収となりました。

(DD業務)	2022年3月期	2023年3月期
取扱原盤数 (原盤)	900,051	1,061,862
期中新規原盤数 (原盤)	121,370	161,811

以上の結果、著作権等管理事業の売上高は8,072,448千円（前年同期比117.3%）、セグメント利益は1,488,256千円（前年同期比118.3%）となりました。

## ② キャスティング事業

感染症による影響のため、上半期においては予定していたライブビューイング等一部の案件において中止や延期を余儀なくされましたが、徐々にリアルイベントが活性化し、ミュージカルや音楽コンサートのライブビューイングの他、お笑いや歌手ライブ等取扱いジャンルを広げた家庭向け動画配信コーディネート、楽曲や映像コンテンツの利用促進コーディネート、他社との共催イベントだけでなく新たに当社自主興行を開催する等、With/Afterコロナにおける様々なサービスの開発提供に取り組みました。

以上の結果、キャスティング事業の売上高は666,828千円（前年同期比126.2%）となったものの、セグメント利益についてはサービス構成の変化や人件費増による利益率低下により24,000千円（前年同期比57.9%）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資は、総額で244,455千円であり、その主なものは、著作権等管理事業で使用するシステム開発に伴う費用であります。

## (3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第20期	第21期	第22期	第23期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	4,345,481	6,122,925	7,489,236	8,814,676
経常利益 (千円)	295,228	540,013	713,403	841,465
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	191,488	376,979	482,550	631,269
1株当たり当期純利益 (円)	23.56	40.71	50.04	65.12
総資産 (千円)	4,246,891	5,592,819	6,549,537	7,821,376
純資産 (千円)	2,120,821	2,577,541	2,919,982	3,574,395

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき計算しております。  
2. 当社は2020年1月15日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。  
3. 当社は2021年2月1日付で1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 著作権管理業務における業務効率化とサービス向上への取り組み

順調に増加している管理作品数に対応するべく、引き続き業務効率化の向上を目指し、作業プロセスの見直し及びシステム開発を継続いたします。またAI・RPA等の技術の導入により業務の自動化を推進し、これまで研究・開発を進めてきたシステムの実用化を進めています。

また、近年参入した海外徴収や演奏権（第1区分及び第5区分）管理においては、関係団体、利用者団体等と連携し、安定した事業スキームを構築のうえより精度の高い使用料徴収を実現してまいります。

##### ② ソリューション型営業による取引拡大

サブスクリプション型音楽配信サービス（※）や動画配信サービスの拡大、ライブ配信サービスの普及等、音楽を取り巻く環境は大きく変貌しており、権利者ニーズにもより一層の細分化・多様化の傾向が見受けられます。

このような環境の中で、著作権管理業務においては、権利者の意向を反映した柔軟な管理手法を取り入れながら、時代の変化、権利者ニーズの変化に迅速に対応できる業務運営を行っております。また、デジタルコンテンツディストリビューション業務・キャッシング事業においてコンテンツの利用促進を図り、さらには、音楽出版業務・システム開発業務において、音楽出版社の計算業務代行や印税計算システムの開発運用を行い、音楽出版社の実務面に至るまで幅広いサポート体制を構築しております。

当社が展開する各種の業務・事業をより発展させ、複合的な提案を実施することによって、権利者の潜在的なニーズを掘り起こし、作品・コンテンツの取扱拡大に注力してまいります。また、作品・コンテンツの利用促進を図りながら、権利者へのマーケティングデータの提供や新規事業の開発にも引き続き注力し、当社サービスの付加価値向上に努めてまいります。

(※)サブスクリプション型音楽配信サービス…毎月一定額の利用料を音楽配信サービスの運営会社に支払い、インターネット上のサーバーに登録されている楽曲を無制限に聴くことができるサービス。定額制音楽配信サービスともよばれる。

### ③ 演奏権 第6区分（社交場・カラオケ演奏等）管理への進出

当社設立以来の重要課題である演奏権管理において、2022年4月1日より、カラオケ演奏等及び社交場における演奏等を除く利用区分（主としてコンサート、映画上映等）に参入いたしました。残る第6区分につきましても、引き続き権利者・利用者団体らのご理解ご協力を得ながら可及的速やかに参入し、著作権エージェントとしてフルラインサービス体制を目指してまいります。

### ④ NexToneグループの各種業務及びサービスを支えるシステム整備

ビジネス・プロセスのシステム化による「安定的な業務品質の担保」を重要課題としつつ、様々なデータ活用による業務効率化やコスト低減、さらには営業施策としてのシステム活用等、多方面にわたりシステムの観点からのアプローチも継続してまいります。

また、各種の利用実績確認など、これまで以上に膨大なシステムデータの解析・処理が必要となる業務領域については、AI等を活用した品質向上施策の更なる精度向上と他業務への展開を図り、次代に合わせた事業展開を推進してまいります。

### ⑤ 内部管理体制の強化

当社グループは、内部管理体制の強化を経営上の重要課題の一つとして認識しており、グループ各社との連携のもと、内部統制機能の一層の充実とガバナンス体制の確立に努め、リスク管理の徹底を図ることで、株主の皆様をはじめ各ステークホルダーの皆様との良好な信頼関係を保ちながら、社会的責任を果たしてまいります。

### 【ご参考】著作権管理区分

現在、当社は下図の（6）以外の区分における管理を行っております。

(1) 演奏権等	(2) 録音権等	(3) 出版権等	(4) 貸与権
(5) 上映・BGM等	CDの複製等	歌詞集の印刷 楽譜の印刷 等	CDのレンタル
(6) 社交場・カラオケ演奏等	(7) 映画への録音		
	(8) ビデオグラム等への録音		
	(9) ゲームへの録音		
	(10) 広告目的で行う複製 テレビラジオCMへの複製 インターネットCMへの複製 広告印刷物への歌詞の複製 等		
(11) 放送・有線放送	テレビラジオでの放送 等		
(12) インタラクティブ配信	スマートフォン・パソコンへの配信 等		
(13) 業務用通信カラオケ	カラオケ施設での歌唱のための複製、公衆送信 等		

## (5) 主要な事業内容

事業区分	主な事業内容
著作権等管理事業	作曲家/作曲家や音楽出版社等の著作権者から管理委託を受け、音楽著作物の利用許諾、使用料徴収、及び著作権者への使用料分配を行います。また、音楽著作権管理業務を中心としながら、デジタルコンテンツディストリビューション業務なども展開し、各権利者を幅広くサポートしております。
キャスティング事業	利用者・権利者の様々なニーズに対応し権利処理を含めたトータルサポートを行います。音楽ライブ・イベント企画立案や協賛営業、楽曲・映像作品を活用した利用促進コーディネート、イベント各種へのアーティストブッキング、ライブビューイングや映画作品の配給・宣伝、家庭向けライブ配信コーディネートなどを行っております。
その他	著作権・原盤権等の権利処理システムの開発・提供、コンテンツ配信関連のシステム開発・提供及び各種社内システムの開発・運用などを行っております。

## (6) 主要な事業所

### ① 当社

本社	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号 恵比寿プライムスクエアタワー 20F
----	-------------------------------------

### ② 子会社

株式会社エムシージェイピー	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号 恵比寿プライムスクエアタワー 20F
株式会社NexToneシステムズ	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号 恵比寿プライムスクエアタワー 20F

## (7) 従業員の状況

### 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
97名	5名増

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数（契約社員を含む。）であります。  
 2. 子会社の従業員は全て当社からの出向者で構成されているため、企業集団の状況と当社における従業員数は一致しております。



## (8) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

名称	出資比率	主な事業内容
株式会社エムシージェイピー	100.0%	音楽出版事業
株式会社NexToneシステムズ	100.0%	著作権・原盤管理システムの開発・提供、 システムの構築・運用・管理事業 など

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,808,800株
- (3) 株主数 2,570名
- (4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,110,200株	11.43%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	728,000株	7.50%
株式会社アミューズ	720,000株	7.41%
株式会社フェイス	720,000株	7.41%
山口 貴弘	457,203株	4.71%
佐々木 嶺一	436,300株	4.49%
株式会社 J R Cホールディングス	418,300株	4.31%
株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント	396,000株	4.08%
エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社	371,200株	3.82%
株式会社創通	354,000株	3.64%

(注) 持株比率は、自己株式（96,537株）を控除して計算しており、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当事業年度中に交付した株式報酬の状況は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	3,594株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4.(4)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであります。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役に関する事項

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO	阿 南 雅 浩	コンプライアンス担当
代表取締役COO	荒 川 祐 二	著作権管理本部管掌 株式会社NexToneシステムズ 取締役
専 務 取 締 役	名 越 禎 二	営業本部管掌 コンプライアンス委員会委員長 株式会社エムシージェイピー 代表取締役
取 締 役	渡 邊 史 弘	コーポレートサービス本部 兼 経営管理本部管掌 報酬委員会委員
取 締 役 (社外)	高 橋 信 彦	株式会社ロードアンドスカイ 代表取締役 株式会社ジェマティカ・レコーズ 代表取締役
取 締 役 (社外)	阿 部 優 子	報酬委員会委員長
取 締 役 (社外)	小 坂 準 記	コンプライアンス委員会委員 弁護士 TMI総合法律事務所 パートナー
常 勤 監 査 役	平 林 良 夫	コンプライアンス委員会副委員長 株式会社エムシージェイピー 監査役 株式会社NexToneシステムズ 監査役
監 査 役 (社外)	小 林 伸 之	コンプライアンス委員会委員 エイベックス株式会社 取締役 常勤監査等委員
監 査 役 (社外)	大 嶋 敏 史	報酬委員会委員 公認会計士 株式会社アミューズ 上席執行役員

- (注) 1. 取締役高橋信彦氏、阿部優子氏及び小坂準記氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小林伸之氏及び大嶋敏史氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役阿部優子氏、小坂準記氏及び監査役大嶋敏史氏を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役平林良夫氏は、当社の経理関連部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役大嶋敏史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2022年6月28日開催の第22期定時株主総会において、渡邊史弘氏及び小坂準記氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。当社と各社外取締役及び各社外監査役は、上記責任限定契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の役員（取締役、監査役、執行役員、退任役員）と重要な使用人及び社外派遣役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、次回更新時には同内容の更新を行う予定であります。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年5月30日開催の取締役会において、取締役会の諮問機関として構成員の過半数を独立社外役員とする報酬委員会における審議を経たうえで、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定しております。

取締役会は、当事業年度の実績等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に基づき、報酬委員会の審議を経たうえで決定していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。当該決定方針の内容は次のとおりであります。

( i )基本方針

取締役の報酬は、以下の役員報酬ポリシーに基づき、透明性と公平性を備えた報酬体系とすることを基本方針とする。

<役員報酬ポリシー>

- ・ 上場企業の役員に期待される職責に見合うものとする。
- ・ 社内外に対する説明責任を果たせる報酬内容とする。
- ・ 全社一丸となって中長期的な業績向上にコミットさせる。
- ・ 社内外からの優秀な人材の確保・登用ができる、魅力的なものとする。

常勤取締役の報酬は「固定報酬」、「短期インセンティブ」、「中長期インセンティブ」で構成し、独立した立場から監督機能を担う社外取締役の報酬はその職務に鑑み「固定報酬」のみとする。

また、その具体的な報酬等の額は、株主総会にて決議された金額の範囲内で、取締役会の諮問を受けた報酬委員会が審議し、当該答申を踏まえ取締役会において決定する。

なお、監査役については、独立性の観点から「固定報酬」のみとする。

( ii )基本報酬（金銭報酬）の額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の「固定報酬」とし、職位を基礎として業績や他社水準を考慮しながら当社を取り巻く経営環境など経済情勢の変化により加算又は減算を行い、報酬委員会で審議のうえ取締役会にて決定する。

(iii)業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の業績連動報酬等は、「短期インセンティブ」としての現金賞与及び「中長期インセンティブ」としての非金銭報酬を常勤取締役に支給することとする。

現金賞与については、経営陣として最終利益責任を負う指標として「連結当期純利益」を採用し、「連結当期純利益」の一定率（5%）を賞与原資とし、常勤取締役で利益配分することとし、毎年一定の時期に支給する。

各人の賞与の具体的配分金額は、常勤取締役各自の固定報酬に連動したポイントを付与し、常勤取締役全員のポイント総数における個人ポイントを基に配分することとし、報酬委員会で審議のうえ取締役会にて決定する。

また、非金銭報酬等は、中長期の業績連動として株式報酬とする。具体的には、譲渡制限付株式報酬を付与することとし、会社の成長に向けた中長期的な取り組みを中期業績計画の計画値との増減を基に常勤取締役の株式報酬として反映することとし、毎年一定の時期に割り当て、退任時に譲渡制限を解除する。計画値としては、本業の儲けを表す「連結営業利益額」と、事業実態を表す「連結取扱高」を採用する。

各人の株式報酬額は、固定報酬の月額に職位に応じた職位係数を乗じて算出する職位別の基準額に、中期業績計画における「連結営業利益額」と「連結取扱高」の計画達成度を基にポイントを算出し決定した係数を乗じた額とし、報酬委員会で審議のうえ取締役会にて決定する。

(iv)基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

常勤取締役の種類別の報酬割合については、「固定報酬」は一定とし、「短期インセンティブ」や「中長期インセンティブ」に上下幅を設け業績に連動させることで、企業価値の持続的な向上に寄与するために最も適切な支給割合となるように報酬委員会で審議のうえ取締役会にて決定する。

(v)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

「固定報酬」(基本報酬)、「短期インセンティブ」(賞与)、「中長期インセンティブ」(株式報酬)の個人別支給額については、取締役会で定める役員報酬規程に基づき、取締役会の諮問を受けた報酬委員会にて審議のうえ、当該答申を踏まえ取締役会にて決定する。

## ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2018年6月20日開催の第18期定時株主総会にて年額200,000千円以内と決議されており、決議当時の対象取締役は6名であります。

上記の報酬とは別枠で、2019年2月22日開催の臨時株主総会において、業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、取締役(社外取締役を除く。)に対し、ストック・オプション報酬額として年額100,000千円以内と決議されており、決議当時の対象取締役は4名であります。

上記各報酬とは別枠で、2022年6月28日開催の第22期定時株主総会において、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額60,000千円以内、割り当てる普通株式の総数を年20,000株以内と決議されており、決議当時の対象取締役(社外取締役を除く。)は4名であります。

監査役の報酬限度額は、2018年6月20日開催の第18期定時株主総会にて年額40,000千円以内と決議されており、決議当時の対象監査役は3名であります。

なお、監査役の報酬等は、株主総会で決議された総報酬額の範囲内において、監査役にて協議して決定しております。

## ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等		
		基本報酬	金銭報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	243,891 (15,059)	204,261 (15,059)	32,492 (-)	7,137 (-)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	19,998 (7,509)	19,998 (7,509)	-	-	3 (2)

- (注) 1. 上記基本報酬には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を含めて記載しております。  
 なお、役員退職慰労金制度は、2022年6月28日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって廃止しております。役員退職慰労引当金繰入額は当該制度の廃止までに計上したものであります。
2. 業績連動報酬等の金銭報酬として、取締役（社外取締役を除く。）に対して「短期インセンティブ」としての賞与を支給しており、取締役（社外取締役を除く。）の上記金銭報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を含めて記載しております。  
 賞与の算定の基礎として選定した業績指標の内容は連結当期純利益であり、当該業績指標を選定した理由及び業績連動報酬等の額の算定方法は、「4.(4)①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。  
 2023年3月期における連結当期純利益の実績は631,269千円であります。
3. 業績連動報酬等の非金銭報酬として、取締役（社外取締役を除く。）に対して「中長期インセンティブ」としての譲渡制限付株式報酬を支給しております。  
 譲渡制限付株式報酬の算定の基礎として選定した業績指標の内容は連結営業利益及び連結取扱高であり、当該業績指標を選定した理由及び業績連動報酬等の額の算定方法は、「4.(4)①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。  
 2023年3月期における連結営業利益の実績は840,195千円であり、連結取扱高の実績は18,163,484千円であります。  
 なお、その交付状況は「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。  
 また、上記非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。
4. 上記報酬等のほか、2022年6月28日開催の第22期定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給予定額は以下のとおりであり、それぞれ退任時に支給いたします。なお、これらの金額は、当事業年度及び過年度の事業報告において取締役及び監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額の累計額に相当します。  
 取締役5名 256,333千円（うち社外取締役2名 1,072千円）  
 監査役3名 3,423千円（うち社外監査役2名 1,575千円）  
 また、同総会決議に基づき、2021年9月12日に逝去により退任した社外取締役1名に対して役員退職慰労金700千円を支給しており、この金額は、過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額の累計額に相当します。



## (5) 社外役員に関する事項

### ①社外取締役の重要な兼職先及び当社との関係

氏名	重要な兼職先	当社との関係
高橋 信彦	株式会社ロードアンドスカイ 代表取締役 株式会社ジェマティカ・レコーズ 代表取締役	株式会社ロードアンドスカイ及び株式会社ジェマティカ・レコーズは当社の取引先であります。
阿部 優子	—	—
小坂 準記	弁護士 TMI総合法律事務所 パートナー	特別な関係はありません。

### ②社外監査役の重要な兼職先及び当社との関係

氏名	重要な兼職先	当社との関係
小林 伸之	エイベックス株式会社 取締役 常勤監査等委員	エイベックス株式会社はエイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社の100%親会社であり、エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社は当社株式を3.82%保有する株主であり、当社の主要な取引先であります。
大嶋 敏史	公認会計士 株式会社アミューズ 上席執行役員	株式会社アミューズは当社株式を7.41%保有する株主であり、当社の取引先であります。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	高橋 信彦	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、独立した立場で当社グループの経営全体を俯瞰し、課題やリスクを把握したうえで助言・提言等、議案・審議等につき意思決定の適正性を確保するために必要な発言を適宜行っております。長年の音楽業界における豊富な経験及び知見を当社の経営とガバナンスの強化に活かし、経営陣の監督に努めております。
社外取締役	阿部 優子	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、独立した立場で議案・審議等につき必要な発言を適宜行いました。行政機関における幅広い経験及び知見を当社の経営とガバナンスの強化に活かし、経営陣の監督に努めております。また、報酬委員会の委員長を務め、委員会に出席し審議の充実等に重要な役割を果たす等、独立した客観的立場から、会社の公正性・透明性を高めるため、積極的に発言を行っております。
社外取締役	小坂 準記	2022年6月28日に開催された第22期定時株主総会で選任後に開催された取締役会10回全てに出席し、独立した立場で議案・審議等につき必要な発言を適宜行いました。弁護士として著作権法等に関する豊富な経験及び知見を当社の経営とガバナンスの強化に活かし、経営陣の監督に努めております。また、コンプライアンス委員会の委員を務め、委員会に出席し審議の充実等に重要な役割を果たす等、独立した客観的立場から、会社の内部管理体制の強化及び監督に努めております。
社外監査役	小林 伸之	当事業年度に開催された取締役会12回全て及び監査役会11回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。他社における監査役としての豊富な経験と知見を活かし、取締役の職務執行を監視・監査しております。また、コンプライアンス委員会の委員を務め、委員会に出席し審議の充実等に重要な役割を果たす等、独立した客観的立場から、会社の内部管理体制の強化及び監督に努めております。
社外監査役	大嶋 敏史	当事業年度に開催された取締役会12回全て及び監査役会11回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。公認会計士であり、他社における上席執行役員としての財務・会計をはじめとする豊富な経験と知見を活かし、取締役の職務執行を監視・監査しております。また、報酬委員会の委員を務め、委員会に出席し審議の充実等に重要な役割を果たす等、独立した客観的立場から、会社の公正性・透明性を高めるため、積極的に発言を行っております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	29,000千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積額が適切であるかを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任の議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則が定める内部統制基本方針並びに内部統制システムに係る各種体制等に基づき、次のとおり、当社及び当社の子会社（以下総称する場合は「当社グループ」という）の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）の整備を行っております。

(1) 当社グループの取締役、執行役員、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の代表取締役CEOが、法令・定款及び社会倫理の遵守（以下「コンプライアンス」という）を企業活動の前提とすることを明確にし、それを継続的に役職員に伝えることを徹底します。
- ② 当社の代表取締役CEOは、社内規則に基づき、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握と解決に努めます。
- ③ 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス問題の一元的な管理の一環として、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会にて、当社グループのコンプライアンス上の重要な問題を調査・審議し、処分や再発防止策に関する諮問及び提言を経営会議に行います。それを踏まえて経営会議にて、内容を吟味し再発防止策を実施することで、問題の解決を図ります。また、コンプライアンス委員会はコンプライアンス施策を実施し、コンプライアンス意識の醸成を図ります。
- ④ 取締役及び監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに経営会議に報告するとともに、必要に応じてコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス上の重要な問題を調査・審議し、処分や再発防止策に関する諮問及び提言を経営会議に行います。報告を受けた経営会議は、その内容を調査し、再発防止策を実施の上、必要に応じて取締役会に報告します。
- ⑤ 暴力団排除条例等の法令に基づき、反社会的勢力・団体との関係は一切持たないことを基本方針とし、いかなる不当要求や働きかけに対しても組織として毅然とした対応を取ることとします。
- ⑥ 財務報告に係る内部統制の整備・構築を推進し、財務報告の信頼性を確保します。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 社内規則に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下総称して「文書等」という）に記録し、保存します。
- ② 取締役及び監査役は常時、前項の文書等を閲覧できるものとします。

## (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する体制

- ① 代表取締役CEOは、当社グループ全体のリスクを網羅的かつ統括的に管理するリスク管理体制を明確化します。
- ② 前項のリスク管理体制の下、リスクの重要性及び事業の特性等に応じてリスクの特定・評価を行い、対応策を整備します。またリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切な対応を講じることができる体制を構築します。

## (4) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務権限規程により当社グループの職務権限及び意思決定ルールを明確化することにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制を整備します。
- ② 当社の取締役会において業績目標と予算を設定し、ITを活用して業績管理を行います。また、効率的な人的資源の配分を行います。

## (5) 当社グループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、内部統制システムの構築を目指すと共に、当社グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築します。
- ② 当社の代表取締役CEOは、当社の内部統制に関する責任者として、当社グループの業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有します。
- ③ 当社は、事業計画の進達状況等を取締役会において定期的に報告し、業務の適正と情報共有化を促進します。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求める時は、取締役と協議の上、専属の職員を配置するものとします。監査役の職務を補助する当該職員は、当該補助に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該職員は、定期に又は必要に応じて監査役に報告を行い、また意見・情報交換を行うものとします。
  - ② 当該職員の人選、異動及び懲戒処分については、監査役の意見を徴するものとします。
- (7) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 役職員は、重大な法令・定款違反又はコンプライアンス違反等により、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、又はその事実の報告を受けた場合、遅滞なく監査役に報告しなければならないこととします。
  - ② 役職員は、監査役の求めに応じて会議の場を設け、職務の執行状況報告他、必要な報告及び情報交換を行います。
- (8) 監査役に重大な法令・定款違反又はコンプライアンス違反等により、当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社グループ各社の役職員が監査役に報告を行った場合、報告を理由として、解雇、降格、減給等いかなる不利益取扱いも行わないものとします。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役職務の執行に関する取引における、費用の前払の請求、支出した費用の請求、負担した債務の債権者に対する弁済の請求（当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除く）について、それに応じます。

#### (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会他、重要な会議に出席し、意見を述べることができます。
- ② 監査役は、定期に又は必要に応じて会計監査人の報告を受けます。また意見・情報交換を行うことができます。
- ③ 監査役は必要に応じて、外部の専門家に助言を求めることができます。
- ④ 監査役は、随時、社内の情報システムの情報を閲覧することができます。

#### <上記体制の運用状況>

- i 「取締役会規則」「職務権限規程」等を整備し、全ての取締役、使用人が法令、定款、社内規程等に違反する行為を未然に防止しております。
- ii 取締役会は原則として月に一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。
- iii 職務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」により、各組織の責任と権限を明確化し、組織的かつ効率的な運営を図っております。
- iv グループとしての総合的な発展を図るため、子会社の経営基本事項に関する助言及び指導等を行っております。
- v 監査役は取締役会や重要な会議体に出席しております。  
また、内部監査室及び会計監査人からの報告を受けております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,707,564</b>
現金及び預金	6,041,222
受取手形及び売掛金	282,177
仕掛品	796
その他	383,368
<b>固定資産</b>	<b>1,113,812</b>
有形固定資産	12,355
建物及び構築物	794
工具、器具及び備品	11,560
無形固定資産	781,131
のれん	45,653
ソフトウェア	727,482
その他	7,995
投資その他の資産	320,326
繰延税金資産	185,559
その他	134,766
<b>資産合計</b>	<b>7,821,376</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>3,875,704</b>
支払手形及び買掛金	872,542
未払金	2,647,371
未払法人税等	191,374
賞与引当金	85,000
役員賞与引当金	32,492
その他	46,922
<b>固定負債</b>	<b>371,276</b>
長期未払金	259,756
退職給付に係る負債	111,520
<b>負債合計</b>	<b>4,246,981</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>3,574,395</b>
資本金	1,198,782
資本剰余金	738,148
利益剰余金	1,849,057
自己株式	△211,591
<b>純資産合計</b>	<b>3,574,395</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>7,821,376</b>



## 連結損益計算書 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,814,676
売上原価		6,407,888
売上総利益		2,406,787
販売費及び一般管理費		1,566,592
営業利益		840,195
営業外収益		
受取利息	57	
受取配当金	339	
還付加算金	768	
その他	144	1,310
営業外費用		
為替差損	40	
固定資産除却損	0	40
経常利益		841,465
税金等調整前当期純利益		841,465
法人税、住民税及び事業税	304,507	
法人税等調整額	△94,311	210,196
当期純利益		631,269
親会社株主に帰属する当期純利益		631,269

## 連結計算書類

### 連結株主資本等変動計算書 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,192,392	728,931	1,217,787	△219,129	2,919,982
当期変動額					
新株の発行	6,390	6,390	－		12,780
親会社株主に帰属する 当期純利益			631,269		631,269
自己株式の取得				△342	△342
自己株式の処分		2,826		7,879	10,706
当期変動額合計	6,390	9,216	631,269	7,537	654,413
当期末残高	1,198,782	738,148	1,849,057	△211,591	3,574,395

	純資産合計
当期首残高	2,919,982
当期変動額	
新株の発行	12,780
親会社株主に帰属する 当期純利益	631,269
自己株式の取得	△342
自己株式の処分	10,706
当期変動額合計	654,413
当期末残高	3,574,395

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社NexToneシステムズ

株式会社エムシージェイピー

### 2. 会計方針に関する事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～6年

工具、器具及び備品 2年～15年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 10年

ソフトウェア（自社利用） 5年～10年（社内における利用可能期間）

## 連結計算書類

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度においては貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等もないため貸倒引当金は計上しておりません。

#### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

#### ③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

#### ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく要支給額を計上しておりましたが、2022年6月28日開催の第22期定時株主総会決議により役員退職慰労金制度を廃止しております。同制度廃止に伴い、在任期間に対する役員退職慰労金の打切り支給を同総会で決議し、要支給額を固定負債の「長期未払金」に計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識に関する会計基準」）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、(収益認識に関する注記) に記載のとおりです。

### (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### ① 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ その他

- i 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- ii 記載金額が「0」は千円未満であることを示しております。
- iii 記載金額が「-」は該当金額がないことを示しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「還付加算金」(前連結会計年度308千円)は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

## 連結計算書類

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・著作権等管理事業に関連する固定資産の評価

(1) 連結計算書類に計上した額

科目	金額 (千円)
工具、器具及び備品	280
のれん	45,653
ソフトウェア	636,964
固定資産合計	682,898

(2) 見積りの内容について理解に資するその他の情報

企業結合時の取得原価のうち、のれんに配分された金額が相対的に多額であったことから、減損の兆候を識別しており、経営者によって承認された事業計画を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローの見積額の総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るため、減損損失を認識しないと判断しております。

この割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者によって承認された事業計画を前提として、将来収益の予測に重要な影響を与える新規権利者や作品の獲得の見込みなどの重要な仮定が用いられております。

このような重要な仮定は、経営者による最善の見積りによって行っていますが、将来の市場環境等の変化により重要な仮定の見直しが行われる場合には、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 69,339千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 9,808,800株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 159,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、資金計画に基づき必要な資金は新株の発行により調達しております。また、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金並びに未払法人税等は、1年以内の支払期日であり、流動性リスク（期日に支払を実行できないリスク）に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の債務不履行等に関するリスク）の管理

当社及び連結子会社は、与信管理規程に基づき、営業債権について、取引先の信用状況等を把握するとともに、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制をとっております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び連結子会社は、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理する体制をとっております。

## 連結計算書類

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,041,222	6,041,222	－
(2) 受取手形及び売掛金	282,177	282,177	－
資産計	6,323,399	6,323,399	－
(1) 支払手形及び買掛金	872,542	872,542	－
(2) 未払金	2,647,371	2,647,371	－
(3) 未払法人税等	191,374	191,374	－
負債計	3,711,289	3,711,289	－

(注) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### 負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、並びに (3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	368円03銭
1 株当たり当期純利益	65円12銭



(収益認識に関する注記)

## 1. 収益の分解

当社は、著作権等管理事業、キャスティング事業を営んでおり、各事業の収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計
	著作権等管理 事業	キャスティング 事業	計		
日本	3,275,775	666,828	3,942,603	75,400	4,018,003
米国	4,156,468	—	4,156,468	—	4,156,468
その他	640,204	—	640,204	—	640,204
顧客との契約 から生じる収益	8,072,448	666,828	8,739,276	75,400	8,814,676
外部顧客への 売上高(注)2	8,072,448	666,828	8,739,276	75,400	8,814,676

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、システム開発・保守運用事業を含んでおります。

2. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

### (1) 著作権等管理事業

#### ①著作権管理業務

著作権者からの委任に基づいて、利用者への許諾の取次と使用料の徴収を行っております。管理委託契約約款に基づき、取次による音楽著作物の管理業務を行う義務があり、主に使用料を徴収した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

#### ②デジタルコンテンツディストリビューション (DD) 業務

音楽コンテンツ (音源や映像) を国内外の音楽配信サービスへ販売・流通 (コンテンツディストリビューション) する事業を行っております。原盤使用許諾契約に基づき、音源データの納品等を行う義務があり、利用者から原盤使用実績報告を受けた時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

## 連結計算書類

### (2) キャスティング事業

デジタルコンテンツの生中継及び録画上映に関する権利の再許諾を行っております。顧客との契約に基づき、当該権利の再許諾をする義務があり、顧客から当該権利の使用実績報告を受けた時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,298,077</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,613,115</b>
現金及び預金	5,468,019	買掛金	871,568
売掛金	284,995	未払金	2,422,182
前渡金	145,144	未払法人税等	174,446
その他	399,918	賞与引当金	67,962
		役員賞与引当金	32,492
<b>固定資産</b>	<b>1,107,760</b>	その他	44,463
有形固定資産	12,355	<b>固定負債</b>	<b>357,739</b>
建物	794	長期未払金	259,756
工具、器具及び備品	11,560	退職給付引当金	97,982
無形固定資産	779,206	<b>負債合計</b>	<b>3,970,854</b>
のれん	45,653	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	733,469	<b>株主資本</b>	<b>3,434,984</b>
その他	84	資本金	1,198,782
投資その他の資産	316,198	資本剰余金	738,148
関係会社株式	30,000	資本準備金	735,321
繰延税金資産	151,432	その他資本剰余金	2,826
差入保証金	134,765	利益剰余金	1,709,645
その他	1	その他利益剰余金	1,709,645
		繰越利益剰余金	1,709,645
<b>資産合計</b>	<b>7,405,838</b>	自己株式	△211,591
		<b>純資産合計</b>	<b>3,434,984</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>7,405,838</b>

## 計算書類

### 損益計算書 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,690,142
売上原価		6,364,173
売上総利益		2,325,968
販売費及び一般管理費		1,551,299
営業利益		774,668
営業外収益		
受取利息	53	
受取配当金	339	
還付加算金	768	
その他	144	1,305
営業外費用		
為替差損	40	40
経常利益		775,934
税引前当期純利益		775,934
法人税、住民税及び事業税	276,304	
法人税等調整額	△88,726	187,578
当期純利益		588,356

## 株主資本等変動計算書 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,192,392	728,931	－	728,931	1,121,289	1,121,289
当期変動額						
新株の発行	6,390	6,390	－	6,390	－	－
当期純利益					588,356	588,356
自己株式の取得						
自己株式の処分			2,826	2,826		
当期変動額合計	6,390	6,390	2,826	9,216	588,356	588,356
当期末残高	1,198,782	735,321	2,826	738,148	1,709,645	1,709,645

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△219,129	2,823,484	2,823,484
当期変動額			
新株の発行		12,780	12,780
当期純利益		588,356	588,356
自己株式の取得	△342	△342	△342
自己株式の処分	7,879	10,706	10,706
当期変動額合計	7,537	611,500	611,500
当期末残高	△211,591	3,434,984	3,434,984

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

2年～6年

工具、器具及び備品

2年～15年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん

10年

ソフトウェア（自社利用）

5年～10年（社内における利用可能期間）

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等もないため貸倒引当金は計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく要支給額を計上しておりましたが、2022年6月28日開催の第22期定時株主総会決議により役員退職慰労金制度を廃止しております。同制度廃止に伴い、在任期間に対する役員退職慰労金の打切り支給を同総会で決議し、要支給額を固定負債の「長期未払金」に計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識に関する会計基準」)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「連結注記表(収益認識に関する注記)」に記載のとおりです。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) その他

- ① 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- ② 記載金額が「0」は千円未満であることを示しております。
- ③ 記載金額が「-」は該当金額がないことを示しております。

## 計算書類

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・著作権等管理事業に関連する固定資産の評価

(1) 計算書類に計上した額

科目	金額 (千円)
工具、器具及び備品	280
のれん	45,653
ソフトウェア	704,806
固定資産合計	750,739



(2) 見積りの内容について理解に資するその他の情報  
連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	68,880千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	167,209千円
短期金銭債務	122,539千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	21,521千円
販売費及び一般管理費	115,407千円
営業取引以外の取引による取引高	228,566千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	96,537株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
長期未払金	79,537千円
株式報酬費用	2,185千円
退職給付引当金	30,002千円
賞与引当金	20,810千円
未払事業税	10,595千円
その他	8,301千円
繰延税金資産小計	151,432千円
評価性引当額	－千円
繰延税金資産合計	151,432千円

## 計算書類

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)NexTone システムズ	東京都 渋谷区	10,000	システムの 開発・ 提供・支援	100.0	システム開発 運営委託	ソフトウェア の開発 (注 1)	228,566	前渡金	145,057
							システム運営 費 (注1)	115,407	未払金	20,350
子会社	(株)エムシー ジェイピー	東京都 渋谷区	10,000	著作権の 管理等	100.0	著作権管理 の受託	著作権料の分 配 (注2)(注3)	408,942	未払金	93,066
						原盤管理の 受託	原盤使用料の 分配 (注2)	30,322	買掛金	5,424

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1.提示された見積価格の妥当性を検討、価格交渉の上決定しております。  
2.当社の約款・規程等に基づき決定しております。  
3.損益計算書上、著作権利用料の徴収額から分配額を控除した純額を、売上高として計上しております。よって、当該著作権使用料の分配額は損益計算書上には含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	353円67銭
1株当たり当期純利益	60円70銭

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 会計監査人の監査報告書（連結）

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社 NexTone  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 英俊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 康二

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社NexToneの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社NexTone及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 監査報告書

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社 NexTone  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤 英俊

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原 康二

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NexToneの2022年4月1日から2023年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 監査報告書

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査室及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

# 監査報告書

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

株式会社 NexTone 監査役会

常勤監査役 平 林 良 夫 ㊞

社外監査役 小 林 伸 之 ㊞

社外監査役 大 嶋 敏 史 ㊞

以 上



## 株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号  
エビススバルビル「EBIS303」5F カンファレンススペースABC



### 会場への交通機関

- JR恵比寿駅東口から徒歩約3分。
- 地下鉄日比谷線恵比寿駅1番出口から徒歩約4分。
  1. JR恵比寿駅東口の改札を出て直進し、左手の階段・エスカレーターを降ります。
  2. スターバックスを左手に見て、右後ろ方向にあるタクシー乗り場手前のアーチ型屋根の階段を降ります。
  3. 道路の右側を直進します。
  4. びっくり寿司のある交差点をそのまま直進方向に渡り、進みます。
  5. 100mほど進むと右側のビルのガラス面に大きくEBIS303のロゴが見えてきます。
  6. 1階にSUBARUショールームがあるビルがエビススバルビル「EBIS303」です。

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

UD  
FONT